

広島市報

号外第15号
平成30年12月21日
発行所
広島市役所

(企画総務局法務課)
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除……………1

告示

広島市告示第 号

平成30年12月21日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年広島市告示第504号で指定した形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
広島市佐伯区湯来町大字和田の字南恵下の1558番2、1560番1、1561番及び1563番の各一部並びに字若林10460番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去